［八～二十五　略］

二十六　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ～ハ　略］

ニ　出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ　従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第六十六条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ　出張所の種類の変更をする場合

ト　［略］

二十七　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［二十八・二十九　略］

三十　第二十六号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第二十六号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

三十一　第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。）

［2～6　略］

7　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　［略］

二　第一項第七号の二、第二十七号、第二十九号又は第三十一号に該当するときの届出

［三・四　略］

［8～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［八～二十五　同上］

二十六　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

［号の細分を加える。］

ホ　［同上］

二十七　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［二十八・二十九　同上］

三十　第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

［号を加える。］

［2～6　同上］

7　［同上］

一　［同上］

二　第一項第六号、第二十七号又は第二十九号に該当するときの届出

［三・四　同上］

［8～11　同上］

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国特定金融関連業務会社の業務） **第五十七条の四**　法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号及び第二十号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。	（外国特定金融関連業務会社の業務） **第五十七条の四**　法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

附　則

この府令は、令和六年五月十八日から施行する。

府令・省令

○内閣府総務省令第一号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五十七号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～四の四　略］	**第十三条**　［同上］ ［一～四の四　同上］